

1 全体事項

(1) 動物の生息環境や四ツ谷用水の歴史に配慮した自然との触れ合いの場の創出の観点から、緑化空間の確保に加え、親水空間の整備について検討すること。

(2) 工所用車両及び供用後の施設関連車両の走行について、関係機関と適切に協議を進めるとともに、地域住民とコミュニケーションを図りながら、安全性に配慮した施工計画及び交通対策を検討すること。

また、本事業の工事期間が、隣接地に計画されている病院施設や住宅施設の工事と重なる場合には、これら事業者と協議の上、可能な限り複合的な影響の低減に努めること。

2 個別事項

(大気環境)

(1) 供用後の施設の稼働に伴う騒音について、環境影響評価準備書に示された環境保全措置を確実に実施し、環境負荷低減に努めるとともに、周辺住民から苦情等が寄せられた場合には、適切に対応すること。

(植物)

(2) 既存樹木の活用にあたっては、移植後の生育状況を確認の上、適切に維持・管理するとともに、必要に応じて、環境に適した樹種を新たに植栽する等、緑化計画に示す緑の量の確保に努めること。

(景観)

(3) 駐車場棟について、周辺の街並みと調和した色彩とする等、景観に配慮した建築計画とすること。